# 西日本委員会運営内規

#### (総則)

- 1. 本委員会は西日本委員会と称する。
- 2. 本委員会の運営に関しては、以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

## (目的と機能)

- 3. 本委員会は西日本地区における情報科学技術協会の活動を企画・実施することを通じて、 情報科学技術の普及を目的として以下のことを行う。
- 1) 講習会、セミナー、見学会、交流会等の企画、およびそれに係わる講師・座長・会場の選定・交渉を行う。
- 2) その他必要に応じて前項に係わる司会・座長等を担当し、および会員に対する参加・勧誘等について協力する。

#### (委員会の構成)

- 4. 本委員会は、西日本地区の理事・諮問委員及び本委員会で承認された者をもって構成する。
- 5. 本委員会は原則として委員長1名, 副委員長2名をおく。
- 6. 本委員会は会計担当1名をおく。会計担当と委員長の併任は行わない。

### (委員の委嘱および任期)

- 7. 委員の委嘱および任期は第2項による。
- 8. 委員長・副委員長は委員の互選により選出する。
- 9. 委員長・副委員長の任期は2年とする。ただし重任は原則として1回とする。
- 10. 会計担当は委員の互選により選出する。
- 11. 会計担当の任期は2年とする。ただし、重任は妨げないものとする。

#### (委員の職務)

- 12. 委員長、副委員長の職務は第2項による。
- 13. 会計担当は、本委員会の同意で作成した予算を執行・管理し、その結果を委員会および本部に報告する。
- 14. 理事・諮問委員の区別なく,西日本委員会主催の行事の発案・企画だけでなく,実施・運用全般を担当する。

#### (会議)

15. 委員会は少なくとも年6回開催する。

### (その他)

- 16. 本部主催の認定試験、シンポジウム等の行事に対し、必要に応じて支援・推進のための実行委員会を編成することができる。
- 17. 本委員会は別途細則を定めることができる。

# (附則)

- 1. 本内規は平成11年2月26日の西日本委員会において確認されたものである。
- 2. 本内規は、情報科学技術協会の定款改定に伴い、平成 11 年 10 月 28 日の西日本委員会において確認されたものである。
- 3. 細則 1 として、セミナー費算出基準を定め、平成 12 年 2 月 21 日の西日本委員会において確認した。
- 4. 本内規第5項の副委員長の人数を改定。平成19年6月22日の西日本委員会において確認した。
- 5. 情報科学技術協会の定款改定に伴い、本内規第4項及び第14項の「評議員」を「諮問委員」 に改定。平成24年6月4日の西日本委員会において確認した。
- 6. 本内規第 4 項において委員会の構成員として「本委員会で承認された者」を追加。平成 24 年 6 月 4 日の西日本委員会において確認した。
- 7. 細則1(セミナー費算出基準)を削除。平成24年6月4日の西日本委員会において確認した。
- 8. 2007年6月22日改定 5項副委員長を2名とした。